

売買春に係る規制の在り方検討会

座長 北川 佳代子 殿

委員 各位

売春防止法の保護法益について

2026年6月25日

一般社団法人Colabo 理事、弁護士

角田由紀子

貴検討会において重ねられてきております議論を興味深く拝見しております。第4回及び第5回の議事で論点整理がなされたとの報道に接しておりますが、まだ議事録そのものが公開されていないようなので、報道された事実を前提しております。

私が最も深刻に関心を抱いておりますのは、売春防止法(売防法)の保護法益の考え方です。売防法1条がこの法律の目的を述べておりますが、そこには「売春が人としての尊厳を害(すること)」の認識に立って、「売春の防止を図ることを目的とする。」とあります。

売防法は、1956年の制定当時、急いで制定しなければならない事情があったといわれております。その年の12月に日本が国連に復帰したいので、売買春への規制を整える必要があったと聞いております。その一方で、「売る女性」の尊厳や人権の擁護という課題には関心が寄せられないままに、時間に追われていわば外向きにまともな国としてふるまうことが優先されたということです。当時の1条には、売春の原因は(売る)女性にあるとする認識が明確に示されておりました。

委員の皆様には釈迦に説法でしょうから詳細は述べませんが、5条違反で執行猶予が付された成人女性には保安処分とされた「婦人補導院」制度がありました。5条は今でも女性を犯罪者としており、2024年までは女性たちは、犯罪者ないしは要保護女子という犯罪予備軍としてとして保護・更生の対象でした。2024年にいわゆる困難女性支援法ができてからは、保護・更生の対象から困難女性として支援の対象になりましたが、5条はなおも女性を犯罪者とするという矛盾したものです。2024年以後も「売る女性」に対する偏見、蔑視が解消したわけではありません。日本社会には平安時

代後期に始まった「性売買」に従事する女性に対する蔑視、一般女性よりは数段低い社会的地位にあるものとみる差別感等が江戸時代の遊郭の時代、明治以降の「貸座敷」による「自売」女性（これは自主的商売に見せかけた性奴隷であったというのが正しいようです。）の時代、戦地での「軍隊慰安所」での娼婦の時代を通じて形成され、そこで働いた女性たちへの蔑視は今でも社会から消えたわけではありません。そういう女性たちの「人としての尊厳」すなわち「女性としての人権」が文字通りのものとして顧みられることなく、今日まで来ているのではないのでしょうか。そういう歴史が、5条を支えているのではないのでしょうか。

1条は、「人としての尊厳」を謳ってはいますが、今でも実現には程遠い状況でしょう。「売る女性」をめぐる実態については、2026年5月27日付で提出されております仁藤夢乃氏及び「性売買経験者ネットワーク灯火」の意見表明で提示されておりますので、お読みいただいたことと思います。「売る女性」の体験からはっきりしていることは、売防法は当事者女性たちの人権を守るのではなく、場合によってはその剥奪に手を貸してきたという事実です。

検討会での論点は4つに絞り込まれたようですが、論点1の「売春の定義」については重要だと考えます。現行法は、2条で売春の定義を極めて厳格にし、制定当時もそうだったと思われませんが、今ではありとあらゆる思いつく限りの性的サービス（「性交類似行為」という奇妙な言葉で呼ばれています）が風営法の下で「合法的」な営業として行われていることはご存じのとおりです。そこでは売防法2条の定義に合致する行為が、「合法」の衣をかぶってまかり通っています。風営店で実際にセックスをしたという当事者の話を何回も聞いています。刑事弁護の際に眼にした被疑者調書にはそのことがはっきりと書かれていましたし、自宅に呼んだ派遣型女性とセックスをしたという体験を何らの疑問もなく話していた人は、その女性から金銭を取られた「被害者」として堂々と交番に駆け込んでいました。これも刑事弁護の過程で実際に経験しました。

「人としての尊厳を害する行為」が次々に「発明」されています。「人としての尊厳を害する行為」の主戦場は実は風営店です。それがどのくらいはびこっているかは、ヒヤリングでの若林弁護士の説明の通りでしょう。

このような現状をしっかりと受け止めれば、論点1は、性交類似行為を組み込まなければ論じることが不可能です。保護法益を1条に従って考え、2条の定義を大きく改めねば売防法は自ら述べる目的を達することはできません。

保護法益を考えるときには、「売る女性」に対する歴史的に強固なものにされた固定観念と蔑む感情から脱して、当事者の人権、具体的には「女性の人権」であり、「女性の人としての尊厳」に忠実に従って理解していただきたいのです。具体的には「売った女性」を処罰することなく、性を売ることでもよいような手立てをとることで、転職の前に必要な心身の手当を受けることも本人の負担なく行われなければなりません。それが行われなければ、今回の「検討」は無意味なものになるしかありません。そのうえで、なぜ、買春者を処罰しなければならないかを理解していただきたい。「売る女性」の「尊厳回復」、「女性としての人権の確立」には買春者の適切な処罰は必須です。国際的にもこの方向に向かっています。買春者を処罰せずに放置し続けることは、最終的には買春者も「人としての尊厳」を失うことになるのではないのでしょうか。買春行為は人間らしさから最も遠いことです。数えきれない数の男性が、最も人間らしさから遠い行為にふけっていることを放置しておくことは、その人から人間らしくある機会を奪うこととなります。人（性）を売り買いすることを禁止し、行った人には適切な処罰を与え、この社会を尊厳を持った人間の生きる場所にしなければなりません。そのためには「保護法益」の見直しが必須です。（了）